

放送法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（上場されている株式に準ずる株式）</p> <p>第十七条の三 法第五十二条の八第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第六十七条第一項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を發表するものとして登録された株式とする。</p> <p>（実質株主名簿に記載し、又は記録する方法）</p> <p>第十七条の三の二 法第五十二条の八第二項の総務省令で定める実質株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十二条の八第一項の外国人等（電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有し、又は有するもの）とみなされる法人又は団体を含む。以下この条、次条及び第十七条の三の四において「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の実質株主名簿に記載され、又は記録されている者が有するものとみなされる株式（前号に規定する株式を除く</p>	<p>（上場されている株式に準ずる株式）</p> <p>第十七条の三 法第五十二条の八第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第六十七条第一項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を發表するものとして登録された株式とする。</p> <p>（実質株主名簿に記載し、又は記録する方法）</p> <p>第十七条の三の二 法第五十二条の八第二項の総務省令で定める実質株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十二条の八第一項の外国人等（電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有し、又は有するもの）とみなされる法人又は団体を含む。以下「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の実質株主名簿に記載され、又は記録されている者が有するものとみなされる株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は</p>

。 ) については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数を当該外国人等に係る株式の数として記載し、又は記録する。ただし、電波法第五条第四項第三号の合計した割合（以下この条及び次条において「外国人等議決権割合」という。）が五分の一以上となるときは、外国人等が有するものとみなされる株式について、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 (略)

(議決権を有することとなる株式)

第十七条の三の三 法第五十二条の八第三項の電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。）以外の株式とする。

一・二 (略)

2 (略)

第十七条の四 削除

記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数を当該外国人等に係る株式の数として記載し、又は記録する。ただし、電波法第五条第四項第三号の合計した割合（以下この条及び次条において「外国人等議決権割合」という。）が五分の一以上となるときは、外国人等が有するものとみなされる株式について、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 (同上)

(議決権を有することとなる株式)

第十七条の三の三 法第五十二条の八第三項の電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式（以下「議決権制限株式」という。）以外の株式とする。

一・二 (同上)

2 (同上)

(役務の料金の認可の申請)

第十七条の四 法第五十二条の四第一項の認可を受けようとする者は、別表第八号の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、

総務大臣に提出するものとする。

一 役務の料金（変更の認可申請の場合は、役務の料金の新旧対照）

二 役務の料金の算出の根拠に関する説明書

三 役務の料金の実施の日以後五年間の事業収支見積書

四 実施しようとする期日

（役務の料金の届出）

第十七条の四の二 法第五十二条の四第一項の届出をしようとする者は、別表第九号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一・二 （略）

（契約約款の認可の申請）

第十七条の四の三 法第五十二条の四第二項の認可を受けようとする者は、別表第九号の二の様式の申請書に契約約款（変更の認可申請の場合は契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十二条の四第二項に規定する契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国内受信者に金銭（役務の料金を除く。）を負担させる場合にあつては、その名称、内容及び負担額

二・四 （略）

（役務の料金の届出）

第十七条の四の二 法第五十二条の四第三項の届出をしようとする者は、別表第九号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一・二 （同上）

（契約約款の認可の申請）

第十七条の四の三 法第五十二条の四第四項の認可を受けようとする者は、別表第九号の二の様式の申請書に契約約款（変更の認可申請の場合は契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十二条の四第四項に規定する契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 役務の料金のほか、国内受信者に金銭を負担させる場合にあつては、その名称、内容及び負担額

二・四 （同上）

(標準契約約款に係る届出)

第十七条の四の四 法第五十二条の四第四項の規定による届出をしようとする者は、別表第九号の三の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

(契約約款の届出)

第十七条の五 法第五十二条の四第五項の届出をしようとする者は、別表第十号の様式の届出書に契約約款(変更の届出の場合)は、契約約款の新旧対照)を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十二条の四第五項に規定する契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国内受信者に金銭(役務の料金を除く。)を負担させる場合にあつては、その名称、内容及び負担額
- 二 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項
- 三 前三号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重要な関係を有する事項があるときは、その事項
- 四 実施しようとする期日

(有料放送事業者の数)

第十七条の五の二 法第五十二条の六の二第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、十とする。ただし、電気通信役務利用放送法施行規則(平成十四年総務省令第五号)第二条第六号に規定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者(同条第

(標準契約約款に係る届出)

第十七条の四の四 法第五十二条の四第六項の規定による届出をしようとする者は、別表第九号の三の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

(契約約款の届出)

第十七条の五 法第五十二条の四第七項の届出をしようとする者は、別表第十号の様式の届出書に契約約款(変更の届出の場合)は、契約約款の新旧対照)を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十二条の四第七項に規定する契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 役務の料金
- 二 前号に掲げるもののほか、国内受信者に金銭を負担させる場合にあつては、その名称、内容及び負担額
- 三 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重要な関係を有する事項があるときは、その事項
- 五 実施しようとする期日

一号に規定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第三条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）のために電気通信役務利用放送法第十五条において準用する法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合においては、十から当該有料放送を行う衛星役務利用放送事業者の数を控除した数（控除した数が零以下となる場合においては一）とする。

（有料放送管理業務の届出）

第十七条の五の三 法第五十二条の六の二第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の二の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、別表第十号の三の様式の書類を添付しなければならぬ。

第十七条の五の四 法第五十二条の六の二第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者及び電気通信役務利用放送法第十五条において準用する法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務に係る電気通信役務利用放送法施行規則第二条第六号に規定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者（以下「有料衛星役務利用放送事業者」という。）に関する事項とする。

（変更の届出）

第十七条の五の五 法第五十二条の六の二第二項の規定による届

出をしようとする者は、別表第十号の四の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2| 前項の届出書には、別表第十号の三の様式の書類を添付しなければならぬ。

(承継の届出)

第十七条の五の六 法第五十二条の六の三第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の五の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第十七条の五の七 法第五十二条の六の四第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の六の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2| 法第五十二条の六の四第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の七の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

(有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置)

第十七条の五の八 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにす

る措置

二 国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

三 前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置

2 有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。

3 有料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(認定の申請)

第十七条の七 委託放送業務（協会が行う委託国内放送業務を除く。次条、第十七条の十から第十七条の十八まで、第十七条の二十一及び十七條の二十一の二並びに附則第二項、第三項及び第四項において同じ。）の認定の申請は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用する放送又はそれ以外の周波数を使用する放送の区分ごと、委託して行わせる放送の種類ごと、有料放送を含む放送又はそれ以外の放送の区分ごと、委託して行わせる放送に關し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、委託して行わせる放送に關し希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあ

(認定の申請)

第十七条の七 委託放送業務（協会が行う委託国内放送業務を除く。次条、第十七条の十から第十七条の十八まで及び第十七条の二十一並びに附則第二項、第三項及び第四項において同じ。）の認定の申請は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用する放送又はそれ以外の周波数を使用する放送の区分ごと、委託して行わせる放送の種類ごと、有料放送を含む放送又はそれ以外の放送の区分ごと、委託して行わせる放送に關し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、委託して行わせる放送に關し希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあつては、放送させる放

つては、放送させる放送番組の一ごと）に行わなければならない。  
い。

（認定の基準）

第十七条の八 委託放送業務（放送に係る周波数が三・六ギガヘルツから四・二ギガヘルツまでの受託内外放送に係るものを除く。次項及び第三項並びに附則第二項、第三項及び第四項において同じ。）に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、認定又は認定の更新（以下「認定等」という。）を受けようとする者（次項、第三項及び第五項において「申請者」という。）が次の各号に掲げる者以外の者であることとする。

一 一般放送事業者（専ら受託国内放送、受託協会国際放送若しくは受託内外放送を行うもの、専ら多重放送若しくは臨時目的放送（委託して行わせるものを含む。）を行うもの又は専ら受託内外放送（放送に係る周波数が三・六ギガヘルツから四・二ギガヘルツまでのものに限る。）を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）

二・三 （略）

四 衛星役務利用放送事業者

五・六 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、申請者は前項

送番組の一ごと）に行わなければならない。

（認定の基準）

第十七条の八 （同上）

一 （同上）

二・三 （同上）

四 衛星役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第一号に規定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第三条第一項の登録を受けた者をいう。）

五・六 （同上）

2 （同上）



各号に掲げる者以外の者であることを要しない。

一 認定等を受けることにより、一の者（放送局（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送（以下「衛星補助放送」という。）を行う放送局を除く。以下同じ。）に係る前項第一号に掲げる者（専ら人工衛星の無線局により国内放送を行う放送事業者（衛星補助放送を行う放送事業者を含む。以下同じ。）を除く。）が次に掲げる放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十六に規定するデジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）によるものに限る。）をいう。以下同じ。）を委託して行わせる委託放送業務に係る同項各号に掲げる者となる場合（申請者が放送局（人工衛星に開設されているものを除く。以下この号及び第六項第一号において同じ。）に係る同項各号に掲げるものである場合又は放送局及びデジタル放送に係る同項第二号に掲げる者となる場合を除く。）又は申請者が法第五十二条の三十第一項の認定を受けた会社若しくは認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）の子会社（法第五十二条の二十九に規定する子会社をいう。以下同じ。））として放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送を委託して行わせる委託放送業務に係る同項第一号に掲げる唯一の者となる場合であつて放送の公正かつ能率的な普及に役立つと認める場合。ただし、当該一の者に係るデジタル放送に關し、各放送（法附則第二十項の規定による届出

一 認定等を受けることにより、一の者（放送局（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送（以下「衛星補助放送」という。）を行う放送局を除く。以下同じ。）に係る前項第一号に掲げる者（専ら人工衛星の無線局により国内放送を行う放送事業者（衛星補助放送を行う放送事業者を含む。以下同じ。）を除く。）が次に掲げる放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十六に規定するデジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）によるものに限る。）をいう。以下同じ。）を委託して行わせる委託放送業務に係る同項各号に掲げる者となる場合（申請者が放送局（人工衛星に開設されているものを除く。以下この号及び第六項第一号において同じ。）に係る同項各号に掲げるものである場合又は放送局及びデジタル放送に係る同項第二号に掲げる者となる場合を除く。）であつて放送の公正かつ能率的な普及に役立つと認める場合。ただし、当該一の者に係るデジタル放送に關し、各放送（法附則第二十項の規定による届出をした委託放送業務に係る放送を除く。以下この号において同じ。）に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）の合計値が千四百四十三万個を超えない場合であつて、かつ、当該一の者が高精細度テレビジョン放送と標準

をした委託放送業務に係る放送を除く。以下この号において同じ。）に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）の合計値が千四百四十三万個を超えない場合であつて、かつ、当該一の者が高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送を同時に委託して行わせない場合に限る。

イ〜ニ（略）

二〜五（略）

3 第一項の規定にかかわらず、申請者が当該委託放送業務に係る認定の更新を受ける場合には、同項の基準は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない一般放送事業者を支配する者、一般放送事業者により支配される者であつて次に掲げる事項のいずれにも該当しない者又は一般放送事業者を支配する者により支配される者であつて次に掲げる事項のいずれにも該当しない者以外の者であることとする。ただし、申請者が認定放送持株会社の子会社である場合は、この限りでない。

一〜三（略）

4・5（略）

6 前各項の規定において支配とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。ただし、当該法人又は団体が委託放送事業者又は衛星役務利用放送事業者である場合にあつては、その議決権の三分の一以上の議決権（当該一の者が放送局に係る第

テレビジョン放送を同時に委託して行わせない場合に限る。

イ〜ニ（略）

二〜五（略）

3 第一項の規定にかかわらず、申請者が当該委託放送業務に係る認定の更新を受ける場合には、同項の基準は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない一般放送事業者を支配する者、一般放送事業者により支配される者であつて次に掲げる事項のいずれにも該当しない者又は一般放送事業者を支配する者により支配される者であつて次に掲げる事項のいずれにも該当しない者以外の者であることとする。

一〜三（同上）

4・5（同上）

6（同上）

一 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。ただし、当該法人又は団体が委託放送事業者又は衛星役務利用放送事業者である場合にあつては、その議決権の三分の一以上の議決権（当該一の者が放送局に係る第

一項第一号又は第二号に掲げる者（放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送を委託して行わせる委託放送事業者を現に子会社としている認定放送持株会社及びその子会社）当該法人又は団体が当該認定放送持株会社の子会社である場合を除く。）を除く。）であつて、当該法人又は団体が放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送を委託して行わせる委託放送事業者である場合においては、その議決権の二分の一を超える議決権）を有すること。

二・三（略）

7（略）

（事業計画書の公表等）

第十七条の十五の二 総務大臣は、第十七条の九の申請書（第十七条の十七第一項、第十七条の二十一第一項及び第十七条の二十一の二第一項の申請書並びに第十七条の二十及び第十七条の二十六第一項の規定による届出書を含む。）及び第十七条の十九第一項の事業計画書（第十七条の十七第一項、第十七条の十九第一項、第十七条の二十一第一項第七号及び第十七条の二十一の二第一項第六号の事業計画並びに第十七条の二十六第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

（認定の承継の申請）

第十七条の二十一 法第五十二条の十八第二項の規定に基づき委託放送事業者の地位を承継しようとするとき（合併又は分割に

一項第一号又は第二号に掲げる者であつて、当該法人又は団体が放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送を委託して行わせる委託放送事業者である場合においては、その議決権の二分の一を超える議決権）を有すること。

二・三（同上）

7（同上）

（事業計画書の公表等）

第十七条の十五の二 総務大臣は、第十七条の九の申請書（第十七条の十七第一項及び第十七条の二十一第一項の申請書並びに第十七条の二十及び第十七条の二十六第一項の規定による届出書を含む。）及び第十七条の十九第一項の事業計画書（第十七条の十七第一項、第十七条の十九第一項及び第十七条の二十一第一項第七号の事業計画並びに第十七条の二十六第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

（認定の承継の申請）

第十七条の二十一 法第五十二条の十八第二項の規定に基づき委託放送事業者の地位を承継しようとするときは、別表第十八号

よる場合に限る。)は、別表第十八号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

一〇七 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により委託放送業務を承継する法人の定款又は寄付行為の案

3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を総務大臣に提出しなければならない。

第十七条の二十一の二 法第五十二条の十八第二項の規定に基づ

き委託放送事業者の地位を承継しようとするとき(譲渡による場合に限る。)は、別表第十八号の二の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

一 譲渡人の氏名(譲渡人が法人又は団体であるときは、その

商号又は名称及び代表者の氏名)及び住所

二 譲受人が事業を譲り受ける年月日

三 事業の譲受けの理由

四 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由

五 承継に係る委託放送業務を委託して行わせる放送の種類、

認定番号、委託放送事業者の商号又は名称

六 事業計画及び事業収支見積り

の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

一〇七 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により委託放送業務の全部を承継する法人の定款案

3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記簿の謄本を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 事業の譲渡に関する契約書の写し

二 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（譲受人が法人でないときは、これらに準ずるもの）

（地域符号の使用区分）

第十七条の二十八（略）

（子会社である一般放送事業者に準ずるもの）

第十七条の二十八の二 法第五十二条の三十第二項第三号（法第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める申請対象会社の子会社である一般放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。

一 関連会社（申請対象会社がその議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である一般放送事業者

二 子会社等（子会社又は関連会社をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）である電気通信役務利用放送法第三条第一項の登録を受けた者（以下「電気通信役務利用放送事業者」という。）

三 子会社等である有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第十二条に規定する届出をした者

四 子会社等である有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する

（地域符号の使用区分）

第十七条の二十八（同上）

法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第三条に規定する届出をした者

五 主として一般放送事業者（第二号の登録及び前二号の届出をした者を含む。以下この号において同じ。）に放送の業務の用に供する設備その他の資産を賃貸等する業務その他の主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等

（資産の合計方法）

第十七条の二十八の三 法第五十二条の三十第二項第三号（法第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から次に掲げる額を控除した額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時）後において会社法第九十九条の規定による募集株式の発行等、同法第二条第一項第二十一号に規定する新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業譲受、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。

一 放送の業務（前条に規定する放送の業務に密接に関連する業務を含む。）の用に供する設備その他の有形固定資産又は

無形固定資産の合計金額

- 二 子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額
- 三 子会社である一般放送事業者及び前条各号に掲げる者に係る貸付金の合計金額

(間接に占められる議決権の割合)

第十七条の二十八の四 法第五十二条の三十第二項第五号ロ(法第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。)に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ(1)に掲げる者(以下この条及び第十七条の二十八の十八において「外国法人等」という。)について、認定放送持株会社(同項第一号に規定する申請対象会社を含む。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ(2)に掲げる者(以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。

2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは

他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。

3| 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

4| 認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときは含む。）は、当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5| 法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社が同項若しくは同条第二項において準用する法第五十二条の八第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一



項及び第二項により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第三項に規定する認定放送持株会社が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体（認定放送持株会社等の議決権の十分の一以上を占める者に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（認定放送持株会社等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの認定放送持株会社等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 | 認定放送持株会社等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知ったときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第十七条の二十八の五 法第五十二条の三十第二項第五号ロ(2)

(法第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。

)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(申請書)

第十七条の二十八の六 法第五十二条の三十第三項に規定する申請書の様式は、別表第十九号に掲げるとおりとする。

(申請書の記載事項)

第十七条の二十八の七 法第五十二条の三十第三項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請対象会社及びその子会社(子会社となる会社を含む。以下この条及び次条において同じ。)の概要に関する事項
- 二 申請対象会社の子会社である一般放送事業者(第十七条の二十八の二に規定する申請対象会社の子会社である一般放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第十七条の二十八の十において同じ。)の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項
- 三 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り
- 四 主たる株主及びその議決権の数
- 五 役員に関する事項

(添付書類等)

第十七条の二十八の八 法第五十二条の三十第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資本又は出資に関する事項
- 二 子会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法
- 三 子会社以外の事業者に対する出資の状況

2 法第五十二条の三十第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその子会社の定款又は登記事項証明書とする。

(不適法な申請書等)

第十七条の二十八の九 法第五十二条の三十第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う法第五十二条の三十第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請の場合に準用する。

(認定等の拒否の通知)

第十七条の二十八の十 法第五十二条の三十第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う法第五十二条の三十第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定証の交付)

第十七条の二十八の十一 総務大臣は、法第五十二条の三十第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の様式の認定証を交付する。

(事業計画書の公表等)

第十七条の二十八の十二 総務大臣は、第十七条の二十八の七各号に掲げる申請書の記載事項（次条及び第十七条の二十八の十四の届出書において記載する事項並びに第十七条の二十八の二十五各号に掲げる申請書の記載事項を含む。）及び第十七条の二十八の八第一項各号に掲げる事業計画書の記載事項のうち、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 申請対象会社の名称
- 二 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称

(届出等)

第十七条の二十八の十三 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十一第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第二十二号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第十七条の二十八の十四 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十一第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第二十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第十七条の二十八の十五 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十第四項に規定する事業計画書について、資本又は出資の額を変更したときは、第十七条の二十八の八に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白

に変更年月日を記載した書類を添えて、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

2| 認定放送持株会社は、決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3| 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

(上場されている株式に準ずる株式)

第十七条の二十八の十六 法第五十二条の三十二第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を發表するものとして登録された株式とする。

(実質株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第十七条の二十八の十七 法第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第二項の総務省令で定める実質株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 法第五十二条の三十第二項第五号ロ(2)に掲げる者のうち、その者が占める法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有するものとみなされる株式(第十七条の二十八の四第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。)に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。)については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第五十二条の三十二第一項の外国人等（第十七条の二十八の四第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体を含む。以下この条及び第十七条の二十八の十九において同じ。）のうち通知を受けた時点の実質株主名簿に記載され、又は記録されている者が有するものとみなされる株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数を当該外国人等に係る株式の数として記載し、又は記録する。ただし、法第五十二条の三十第二項第五号ロの合計した割合（以下この条及び次条において「外国人等議決権割合」という。）が五分の一以上となるときは、外国人等が有するものとみなされる株式について、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお外国人等議決権割合が五分の一に満たないときは、外国人等が有するものとみなされる株式のうち前号本文の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(議決権を有することとなる株式)

第十七条の二十八の十八 法第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第三項の法第五十二条の三十二第二項第五号ロ(1)及び(2)に掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号ロに定める株式会社に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 外国法人等が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第三項に規定する認定放送持株会社(以下この条において単に「認定放送持株会社」という。)が法第五十二条の三十第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合 認定放送持株会社の株主たる法人又は団体が有し、又は有するものとみなされる株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るものうち、外国人等議決権割合の五分の一以上の部分(次号において「超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合(一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。)

( に応じて、案分して計算した数の株式)

二 第十七条の二十八の四第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第五十二条の三十第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合、第十七条の二十八の四第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じた、案分して計算した数の株式）

2) その株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社の外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社について前条第二号の規定により記載し、又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該認定放送持株会社の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有し、又は有するものとみなされる者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて案分して計算するものとする。

(通知)

第十七条の二十八の十九 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第二項又は第三項の規定により、実質株主名簿に記載若しくは記録しない外



国人等が有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合には、その株式を有し、又は有するものとみなされる者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 株主の氏名又は名称

二 株主の住所

三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数

四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第十七条の二十八の二十 法第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第四項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六か月ごとに行うものとする。

2 法第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第四項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

(特別の関係)

第十七条の二十八の二十一 法第五十二条の三十五第一項の総務省令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる関係とする。

一 法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条におい

て「支配株主等」という。)と当該法人その他の団体(以下この条において「被支配法人等」という。)との関係

二 被支配法人等とその支配株主等の他の被支配法人等との関係

三 共同で認定放送持株会社の議決権を行使することを合意している者の関係

#### 四 夫婦の関係

2| 支配株主等と被支配法人等が合わせて他の法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人その他の団体も、当該支配株主等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

3| 夫婦が合わせて法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人その他の団体の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

(議決権を有することとなる株式)

第十七条の二十八の二十二 法第五十二条の三十五第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 一の者(法第五十二条の三十五第一項に規定する一の者をいう。以下この条及び第十七条の二十八の二十四において同じ。)が特定株式を新たに有し、若しくは有するものとみな

され、又は追加して有し、若しくは有するものとみなされることにより当該一の者の特定議決権保有割合（一の者が特定株式のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合をいう。以下この条において同じ。）が保有基準割合を超えることとなる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該特定株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有し、又は有するものとみなされる者が二以上あるときは、当該二以上の者が有し、又は有するものとみなされる当該株式の数に応じて案分して計算した数の株式）

二 法人その他の団体（次号第一項第一号に規定する特別地上系一般放送事業者を除く。）が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者（以下この条及び第十七条の二十八の二十四において「特別関係者」という。）とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合 当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有し、又は有するものとみなされる認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有し、又は有するものとみなされる者が二以上あるときは、当該二以上の者が有し、又は有するものとみなされる当該株式の数に応じて案分して計算した数の株式）

三 一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該一の者又

はその特別関係者が有し、又は有するものとみなされる認定  
放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有  
基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該  
株式を有し、又は有するものとみなされる者が二以上あると  
きは、当該二以上の者が有し、又は有するものとみなされる  
当該株式の数に応じて案分して計算した数の株式）

2| 認定放送持株会社は、その株主の有し、又は有するものとみ  
なされる株式のうち議決権制限株式を特定できない場合には、  
株主その他の関係人に対する照会その他の方法により議決権制  
限株式を特定するものとする。

3| 一の者又はその特別関係者が議決権制限株式を有し、又は有  
するものとみなされる場合であつて、当該一の者の特定議決権  
保有割合が保有基準割合以下となるときは、当該議決権制限株  
式は、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超えない範囲  
内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決  
権を有することとなる株式となるものとする。この場合におい  
て、当該株式を有し、又は有するものとみなされる者が二以上  
ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて  
案分して計算するものとする。

(通知)

第十七条の二十八の二十三 認定放送持株会社は、法第五十二条  
の三十五第一項の規定により、その株式が議決権制限株式とな  
つた場合又はその議決権制限株式が議決権を有することとなつ  
た場合には、その株式を有し、又は有するものとみなされる者

に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 議決権を有しないこととされた又は有することとされた株式の数
- 四 議決権を有しないこととされた又は有することとされた日

(保有基準割合)

第十七条の二十八の二十四 法第五十二条の三十五第二項の総務省令で定める割合は、百分の三十三とする。ただし、一の者又はその一若しくは二以上の特別関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一の者について百分の十とする。

- 一 認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者（法第五十二条の三十第一項に規定する地上系一般放送事業者をいう。以下この号において同じ。）の行う放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において放送を行う地上系一般放送事業者（次号において「特別地上系一般放送事業者」という。）であるとき。
  - 二 特別地上系一般放送事業者を支配する者であるとき。
- 2 | 前項第二号の支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準（平成二十年総務省令第 号）第十三条第一項各号のいずれかに該当する行為をいう。

(認定の承継の申請)

第十七条の二十八の二十五 法五十二条の三十六第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき（合併又は会社分割による場合に限る。）は、別表第二十四号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 合併又は会社分割当事者の名称、住所及び代表者の氏名
  - 二 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の予定する名称、住所及び代表者の氏名
  - 三 合併又は会社分割決議年月日及び合併又は会社分割による登記の予定年月日
  - 四 合併又は会社分割の理由
  - 五 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
  - 六 承継に係る認定放送持株会社の名称
  - 七 事業計画及び事業収支見積り
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し
    - 二 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思決定を証するに足りる書類
    - 三 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の定款又は定款案
- 3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を総務大臣に提出しなければならない

ない。

第十七条の二十八の二十六 法五十二条の三十六第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十五号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 譲渡会社の名称、住所及び代表者の氏名
  - 二 譲受会社が事業を譲り受ける年月日
  - 三 事業の譲受けの理由
  - 四 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
  - 五 承継に係る認定放送持株会社の名称
  - 六 事業計画及び事業収支見積り
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 事業の譲渡に関する契約書の写し
    - 二 譲受会社の定款及び登記事項証明書

（認定証の訂正）

- 第十七条の二十八の二十七 認定放送持株会社は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。
  - 3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

4| 総務大臣は、第一項の申請による場合の他、職権により認定証の訂正を行うことがある。

5| 認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならぬ。

(認定証の再交付)

第十七条の二十八の二十七 認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

2| 前条第四項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(認定の取消しの申請)

第十七条の二十八の二十八 第五十二条の三十七第一項の認定の取消しを申請しようとする者は、別表第二十六号の様式の認定取消申請書を総務大臣に提出するものとする。

第二十条 (同上)

- 一 (略)
- 二 第十六条の規定に基づき記録する候補者放送の記録
- 三 (略)

附則

第二十条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 第十七条の規定に基づき記録する候補者放送の記録
- 三 (同上)

附則



1  
4 (略)

(別表第八号々々第二十六号については、別紙参照)

1  
4 (同上)

5 法附則第二十項の総務省令で定める期間は、放送法の一部を改正する法律(平成十年法律第八十八号)の施行の日から起算して十四日間とする。ただし、データ放送を委託して放送させる業務を行おうとする場合においては、総務大臣が別に告示する期間とする。

6 法附則第二十項の規定による届出をしようとする者は、別表第十九号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

別表第八号 削除

別表第九号（第17条の4の2関係）

役 務 の 料 金（変更）届 出 書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

放送法第52条の4第1項の規定により、役務の料金（の変更）を届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第九号の二（第17条の4の3関係）

契 約 約 款（変更）認 可 申 請 書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

放送法第52条の4第2項の規定により、契約約款（の変更）の認可を受けたいので申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第九号の三（第17条の4の4関係）

契 約 約 款（変更）届 出 書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

放送法第52条の4第4項の規定により、標準契約約款と同一の契約約款（への変更）を届け出ます。

実施期日	
標準契約約款に記載すべき事項及び選択する条項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号（第17条の5 関係）

契 約 約 款（変更）届 出 書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代  
表者の氏名。記名押印又は署名）

放送法第52条の4 第5 項の規定により、契約約款（の変更）を届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4 番とすること。

別表第十号の二（第17条の5の3第1項関係）

有料放送管理業務届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号  
住 所  
（ふりがな）  
氏 名  
（法人又は団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名。記名押印又は署名）

有料放送管理業務を行うので、放送法第52条の6の2第1項の規定により届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の三（第17条の5の3第2項及び第17条の5の5第2項関係）

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名			
住所			
業務の概要	契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務の概要（注1）	媒介	<input type="checkbox"/>
		取次ぎ	<input type="checkbox"/>
		代理	<input type="checkbox"/>
	契約により設置された受信設備によらなければ有料放送の受信ができないようにすることを行う業務の概要（注2）	限定受信の方式	
有料放送管理業務に係る有料放送事業者及び有料衛星役務利用放送事業者に関する事項	有料放送管理業務に係る有料放送事業者の数		
	有料衛星役務利用放送事業者の数（注3）		

注1 媒介、取次ぎ又は代理の業務の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 限定受信方式の名称を、次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（記載例） 限定受信方式の名称：ARIB—限定受信方式、

注3 電気通信役務利用放送法施行規則第2条第6号に規定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者のために電気通信役務利用放送法第15条において準用する法第52条の6の2第1項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合について記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



別表第十号の四（第17条の5の5第1項関係）

有料放送管理業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
(法人又は団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名。記名押印又は署名)

年 月 日付けの有料放送管理業務の届出に係る事項について変更  
があつたので、放送法第52条の6の2第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の五（第17条の5の6関係）

有料放送管理業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理事業者の地位を承継したので、放送法第52条の6の3第2項の規定により届け出ます。

承 継 年 月 日	
被 承 継 者	
承継した有料放送管理事業者の地位に係る届出年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の六（第17条の5の7第1項関係）

有料放送管理業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

有料放送管理業務を廃止したので、放送法第52条の6の4第1項の規定により届け出ます。

理 由	
廃 止 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の七（第17条の5の7第2項関係）

解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
(法人又は団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理事業者たる法人が解散したので、放送法第52条の6の4第2項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称 及び代表者の氏名	
解 散 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表十八号（第 17 条の 21 の 1 第 1 項関係）

第 1 申請書

委託放送業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号  
住 所  
（ふりがな）  
氏 名  
（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

放送法第 52 条の 18 第 2 項の規定により、委託放送事業者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

（ふりがな） 商号（又は名称）	住所（本店又は主たる事務所 の所在地）	（ふりがな） 代 表 者 氏 名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により委託放送業務を承継する法人

住 所（本店又は主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る委託放送業務の委託して行わせる放送の種別、認定番号及び委託放送事業者の商号又は名称

委託して行わせる放送の種別	認定番号	委託放送事業者の商号又は名称

7 事業計画書及び事業収支見積

8 欠格事由に関する事項（申請者が法第 52 条の 13 第 1 項第 5 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意志の決定を証するに足りる書類

別表十八号の二（第 17 条の 21 の 2 第 1 項関係）

第 1 申請書

委託放送業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号  
住 所  
（ふりがな）  
氏 名  
（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

放送法第 52 条の 18 第 2 項の規定により、委託放送事業者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

（ふりがな） 氏名（注 1）	住所（注 2）	（ふりがな） 代 表 者 氏 名（注 2）

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

3 事業の譲受けの理由

4 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由

5 承継に係る委託放送業務の委託して行わせる放送の種別、認定番号及び委託放送事業者の商号又は名称

委託して行わせる放送の種別	認定番号	委託放送事業者の商号又は名称

6 事業計画書及び事業収支見積

7 欠格事由に関する事項（申請者が法第 52 条の 13 第 1 項第 5 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注 1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注 2 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。

第 2 添付書類

1 譲渡に関する契約書の写し

2 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書（譲受人が法人であるときは、これら準ずるもの）



別表第十九号（第17条の28の6 関係）

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法（以下「法」という。）第52条の30第3項の規定により申請します。

1 申請対象会社（法第52条の30第2項第1号に規定する当該申請書による認定の申請をした会社又は当該申請書による認定を受けて設立される会社をいう。以下同じ。）に関する事項

名	称				
住	所				
代	表	者	氏	名	
事務上の連絡先	担	当	部	署	
	住	所			
	担	当	者		
	電	話	番	号	
欠格事由の有無（注1）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

（注1） 欠格事由の有無は、法第52条の30第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

（注2） 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社及びその子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金 (A)	出資の額 (B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
			百万円	千円	%	

（注1） 区分の欄は、申請対象会社、地上系一般放送事業者、それ以外の一般放送事業者又はそれ以外の会社の別を記載すること。

（注2） 名称の欄は、申請対象会社及び子会社の名称のほか、子会社となる者についてはその旨を記載すること。

（注3） 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異な

るときの当該議決権の比率を記載すること。

(注4) 申請対象会社及び各子会社の定款を添付すること。

3 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である一般放送事業者等の株式の取得価額の合計額 (a)	百万円
申請対象会社の資産の合計金額 (b)	
割合 (a/b)	

(注1) 別紙にその内訳を記載すること。

(注2) (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれることを証する書類を添付すること。

4 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	( ) 年度	( ) 年度	( ) 年度	( ) 年度	( ) 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益					
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当 期 損 益					
備 考					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社を含めて作成すること。

(注2) 別紙において、申請対象会社及びその子会社のそれぞれの見積表を作成すること。

(注3) 事業収支の見積りについての参考となる資料を添付すること。

(注4) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置及び収支の見込みに関する重要な事項を記載すること。

(注5) 直近3カ年の申請対象会社及びその子会社の貸借対照表並びに損益計算書を添付すること。

5 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率	特定株式に係る株主に関する事項	備考
氏名又は名称			%		

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。
- 1 特定株式に係る議決権保有割合
  - 2 特別地上系一般放送事業者である者又はそれを支配する者であるときはその旨
  - 3 議決権制限株式の数
- (注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
  - イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
  - ウ 出資の予定のものについてはその旨

(2) 外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権に 対する比率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等が 当該出資者 に占める議 決権の比率	当該外国人 等が申請者 に対し間接 に占める議 決権の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの計			%				
計				外国人等の直接に占める議決権の比率計 %		外国人等の間接に占める議決権の比率計 %	
合計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計 %				

- (注1) 外国人等とは、法第52条の30第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者及び同号ロ(2)に掲げる者並びに規則第17条の28の4第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。
- (注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の(注4)から(注6)に準じて記載すること。

- (注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち 1000 分の 1 未満のもの比率は、合算して記載すること。
- (注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の 100 分の 10 以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し 100 分の 10 以上の議決権を有する場合に記載すること。
- ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ 100 分の 10 以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。
- イ 規則第 17 条の 28 の 4 第 3 項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が 100 分の 10 未満であるものこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が 100 分の 10 以上となる場合は、100 分の 10 未満であつても記載すること。
- (注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- ア 一の外国人等が当該出資者に対し 100 分の 50 を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が 100 分の 50 を越える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- (注6) 備考の欄は、(1) の (注7) ア、イ及びエに準じて記載すること。また、規則第 17 条の 28 の 4 第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

## 6 役員に関する事項

フリガナ	住所	役名	担当部門	兼職	備考
氏名					

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- ウ 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



(別紙)

1 申請対象会社の子会社である一般放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額

子会社又は関連 会社の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額(千 円)	備考
合計					

(注1) 子会社又は関連会社の別は、子会社若しくは子会社となる者又は関連会社若しくは関連会社になる者の別を記載すること。

(注2) 事業の別の欄は、一般放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送の業務を行う者に係る事業の別を記載すること。

(注3) 記載した内容を証する書類を添付すること。

事業の別	事業者名	主として該当 する理由	出資割合	株式の取得価 額(千円)	備考
合計					

(注1) この表は、密接に関連する事業について記載すること。

(注2) 事業の別の欄は、密接に関連する事業の種類を記載すること。

(注3) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

(1) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	(千円)	備考
合計				

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	相手	(千円)	備考
合計				

(注1) 申請対象会社の子会社等(議決権の2分の1を超える割合を一の法人又は団体をいう。)に係る投資等は除くこと。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(3) 子会社である一般放送事業者等に係る貸付金の額

相手	(千円)	備考
合計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

3 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益					
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当 期 損 益					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。

(注2) 項目の欄は適宜必要な項目を追加して作成すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十号（第 17 条の 28 の 8 関係）

長	事業計画書
辺	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 資本又は出資に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 子会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 子会社以外の事業者に対する出資の状況
	(日本工業規格 A 列 4 番によること。)

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

(注 1) 申請対象会社が、現に二以上の一般放送事業者をその子会社としている会社である場合は、定款に一般放送事業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注 2) 申請対象会社が、二以上の一般放送事業者をその子会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその子会社による一般放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し
- (イ) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を記載した書面
- (ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を記載した書面
- (エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を記載した書面
- (オ) 吸収合併を行う場合にあつては、合併計画の内容を記載した書面

イ 設立中の場合

経営形態	株式会社（設立中）		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

(注 1) 申請対象会社が二以上の一般放送事業者をその子会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。



(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

事業に要する資金の額		資金調達の方法
子会社名	左記に要する資金の額	
合計	百万円	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金等の別及び金額を記載すること。

(注2) 最終の貸借対照表（その設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、設立時の貸借対照表）、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

子会社以外の事業者に対する出資の状況

事業の名称等	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
	百万円		百万円	%	

(注1) 出資の額が 500 万円以上又は申請対象会社の資本金の額の 10 分の 1 以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

別表第二十一号（第 17 条の 28 の 11 関係）

認定放送持株会社認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定放送持株会社の名称	
備考	
年 月 日	総 務 大 臣 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

別表第二十二号（第17条の28の13関係）

認定放送持株会社業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(株式会社の名称及び代表者の氏名。記名  
押印又は署名)

2以上の一般放送事業者を子会社として保有することになったので、放送法第52条の31  
第1項の規定により届け出ます。

2以上の一般放送事業者を子 会社として保有することとな った年月日	
---	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十三号（第 17 条の 28 の 14 関係）

認定放送持株会社変更届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

名称（株式会社の名称及び代表者の氏名。）

記名押印又は署名）

平成 年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社の認定について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第 52 条の 31 の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

注 1 変更箇所がわかるような書類を添付すること。

2 変更が行われたことを証する書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表二十四号（第 17 条の 28 の 25 第 1 項関係）

第 1 申請書

認定放送持株会社承継認可申請書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号  
住 所  
（ふりがな）  
名 称  
（株式会社の名称及び代表者の氏名。  
記名押印又は署名）

放送法第 52 条の 36 第 1 項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は会社分割当事者

（ふりがな） 名称	（ふりがな） 住所（本店の所在地）	（ふりがな） 代表者氏名等（注 1）

2 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社

住 所（本店又は主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

名 称

（ふりがな）

代表者氏名

3 合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割による登記の予定年月日

4 合併又は会社分割の理由

5 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号（注 2）	認定放送持株会社の名称

7 事業計画書及び事業収支見積

8 欠格事由に関する事項（申請者が法第 52 条の 30 第 2 項第 5 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注1 代表者の役職名及び氏名を記載すること。

注2 第17条の28の11の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載する。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 第2 添付書類

1 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し

2 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意志の決定を証するに足りる書類

別表二十五号（第 17 条の 28 の 26 第 1 項関係）

第 1 申請書

認定放送持株会社承継認可申請書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号  
住 所  
（ふりがな）  
名 称  
（株式会社の名称及び代表者の氏名。  
記名押印又は署名）

放送法第 52 条の 36 第 1 項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡会社

（ふりがな） 名称	（ふりがな） 住所（本店の所在地）	（ふりがな） 代表者氏名等（注 1）

2 譲受会社が認定放送持株会社の事業の全部を譲り受ける年月日

3 事業の譲受けの理由

4 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

5 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号（注 2）	認定放送持株会社の名称

6 事業計画書及び事業収支見積

7 欠格事由に関する事項（申請者が法第 52 条の 30 第 2 項第 5 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注 1 代表者の役職名及び氏名を記載すること。

注 2 第 17 条の 28 の 11 の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載する。

注 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第 2 添付書類

1 譲渡に関する契約書の写し

## 2 譲受会社の定款及び登記事項証明書



別表第二十六号（第 17 条の 28 の 28 関係）

認定放送持株会社認定取消申請書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

名称（株式会社の名称及び代表者の氏名。

記名押印又は署名）

平成 年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社の認定について、認定の取消しをしたいので、放送法第 52 条の 37 第 1 項の規定により申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。